

阪神地区相互利用協定「逐次刊行物分担保存実施要項」

(目的)

第1条 「阪神地区相互利用に関する協定」(以下「協定」という)のもとに、利用者に対する資料提供の保障及び加盟各館における資料の効率的運用を図るため、逐次刊行物の分担保存について定める。

(加盟館の義務)

第2条 協定加盟館(以下「加盟館」という)は、所蔵情報の公開及び本要項に定める分担保存の義務を負うものとする。

(運営組織)

第3条 分担保存制度の円滑な運営を図るため、協定運営委員校(以下「運営委員校」という)のもとに、分担保存委員会(以下「委員会」という)をおく。

- 2 委員会は、運営委員校及び運営委員校が推薦する4大学で構成する。
- 3 委員校の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 委員会は、運営委員校が招集し、原則として年2回以上開催するものとする。

(分担保存誌の選定)

第4条 分担保存誌(以下「保存誌」という)は、別表1の「分担保存誌選定基準」にもとづき、委員会において評価、選定する。

- 2 前項の規定にかかわらず加盟校が刊行する紀要類を保存誌とし、当該館において保存するものとする。

(分担保存館の決定)

第5条 委員会は、前条第1項によって選定された保存誌について、加盟各館の所蔵情報及び別表2の「加盟館分担保存誌数基準表」にもとづき、分担保存候補館を選定する。

- 2 分担保存館(以下「保存館」という)の決定は、前項により選定された候補館中より、運営委員校の調整のもとに行なう。

(保存の条件)

第6条 保存誌は、原則として原誌により、提供が可能な状態で保管するものとする。ただし、所定の変更手続きにより、マイクロ版等原誌に代わる媒体に変更することができる。

(変更・中止)

第7条 保存館は、特別の事情により保存誌の変更、中止等の必要が生じた場合、運営委員校に書面を以て申請しなければならない。

- 2 保存誌の変更及び中止は、委員会において協議・決定する。

(変更通知)

- 第8条 保存館は、保存誌の誌名変更、廃刊等について、運営委員校に報告しなければならない。
- 2 運営委員校は、保存誌及び保存館の変更について、加盟館に通知するとともに阪神地区協議会に報告しなければならない。
 - 3 運営委員校は、必要に応じて分担保存リストを加盟館に配布しなければならない。

(欠号の補充)

- 第9条 保存館は、毎年度末に保存誌の欠号の有無及びその内容について、運営委員校に報告しなければならない。
- 2 運営委員校は、前項の報告にもとづき欠号リストを作成し、加盟館に配布するものとする。
 - 3 加盟館は、廃棄予定誌が前項に該当する場合、無償提供の便宜を図らなければならない。

(保存誌の利用)

- 第10条 保存誌の利用については、協定の定めるところによる。

(その他)

- 第11条 本要項の改定及び要項の定めのない事項については、委員会の議を経て、阪神地区協議会において協議するものとする。

付 則

- 1 この要項は平成4年4月1日から施行する。
- 2 この要項施行の日をもって、阪神地区相互利用協定「分担保存実施要項」(昭和53年3月24日制定)は廃止する。

別表1 (第4条第1項関係)

分担保存誌選定基準

この基準は、要項第1条に示す分担保存の目的に則り、図書館資料として、その利用の多寡にかかわらず、加盟校のいずれかの図書館で保存されていることが望ましいものを選定するためのものである。

- 1 教育・研究資料として、将来の利用が想定され、永久保存の必要があるもの。
- 2 加盟校の2館以上が所蔵し、永久保存の対象誌であること。
- 3 加盟校の中央図書館による運用管理が可能であること。
- 4 原則として、月1回以上の刊行頻度を有するもの。
- 5 その他、本要項の運用実績等を参照し、委員会が選定基準として適当とみなすもの。
- 6 新聞については、新聞選定基準による。
- 7 次のものは、原則として保存対象誌より除外する。
 - (1) 大学図書館におけるコア・ジャーナルを形成するもの

- (2) 阪神地区における他の分担保存組織が保存するもの
- (3) 受贈誌
- (4) 目次速報誌・索引誌・抄録誌等の二次資料誌
- (5) 団体、業界の広報誌
- (6) 実務雑誌、受験雑誌
- (7) 娯楽・趣味・家庭雑誌

別表2 (第2条、第5条関係)

加盟館分担保存誌数基準表

所蔵誌数	分担誌数
5,001以上	13以上
3,001～5,000	9以上
2,001～3,000	6以上
1,001～2,000	3以上
1,000以下	1以上

備考

- (1) 加盟館の分担誌数は、公平分担の原則によるべきものであり、本表は保存館選定の参考基準とするものである。
- (2) 第4条第2項の紀要類は、本表誌数に含まない。